

## 検針票裏面広告募集要項

本市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の1つとして、次のとおり「水道使用水量のお知らせ」票裏面の広告主を募集します。

広告料金収入は、本市の上下水道事業を実施するための財源として、市民サービスの向上のため活用します。

また、地域の事業者等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図るとともに、広告を行う事業者に地域貢献の機会を提供します。

### 1 広告媒体の名称

「水道使用水量のお知らせ」票（検針票）

### 2 広告媒体の仕様

別紙「広告掲載仕様書」のとおり

（注）申込みにあたっては、姫路市広告掲載基準、姫路市上下水道局検針票裏面広告の掲載に関する要領、広告掲載仕様書を必ずお読みください。

### 3 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

### 4 募集期間

令和6年5月1日（水）～令和6年7月19日（金）（当日必着）

### 5 広告料金

(1) 広告料金については、50,000円（税込）以上の額をご提示ください。

(2) 広告料金は、市の指定する期日までに一括で納付してください。

(3) 広告掲載契約締結後、指定する期日までに広告原稿電子データが提出できず、「水道使用水量お知らせ」票の発行に間に合わない場合でも、広告料金は納付していただきます。

(4) 印刷経費27,500円（税込）が別途必要となります。

### 6 申込方法

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告原稿（3部）を添付し、郵送又は持参してください。広告原稿電子データの提出方法については、申込受付後、本市より連絡いたします。

#### 【提出先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市上下水道局 経営管理部 上下水道サービス課（姫路市役所東館2階）

※ 持参の場合、受付時間は月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前8時35分から午後5時まで

## 7 決定方法

- (1) 広告掲載基準を満たす掲載希望者のうち、最も高い広告料金を提示した者（広告掲載候補者）へ広告掲載候補者決定通知書を送付します（7月下旬頃）。
- (2) 最も高い広告料金が2者以上から提示されたときは、姫路市上下水道事業管理者がくじにより広告掲載候補者を選定します。

## 8 決定後の手続き

- (1) 広告掲載候補者は、市と広告掲載契約を締結し、広告料金を納付することにより広告主となります。
- (2) 掲載しようとする広告について、市と掲載方法を協議すること。
- (3) 市の承認を得た後、指定する期日までに広告原稿電子データ（完全データ）を作成し、提出すること。

## 9 掲載できない広告

姫路市広告掲載基準及び姫路市上下水道局検針票裏面広告の掲載に関する要領に定めるとおりです。

## 10 広告掲載の取消し

次の場合、広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく契約に違反した場合
- (2) 広告主又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があった場合
- (3) 広告主又はその代理人、使用人に重大な社会的信用失墜行為があった場合
- (4) 広告主に破産の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があった場合

## 11 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。
- (3) 広告掲載後、掲載した広告が「9 掲載できない広告」に該当することとなった場合、「水道使用水量のお知らせ」票の回収などを広告主の負担で行っていただく場合があります。

## 《お問い合わせ先》

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市上下水道局 経営管理部 上下水道サービス課

電話：079-221-2802

FAX：079-221-2707